

議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領

1 所信表明会の目的

議長選挙及び副議長選挙を実施するに当たり、議長及び副議長の職に就こうとする者が所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、もって、市民に開かれた議会の実現に資することを目的とする。

2 所信表明の申出等

(1) 所信表明の申出

ア 一般選挙後最初の選挙の場合

議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明を行おうとする者は、一般選挙後最初に招集される臨時会の前日（その日が茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該休日前の直近の休日以外の日）の正午までに所信表明申出書（様式1）を議会事務局長に提出しなければならない。

イ 前職の辞職による選挙の場合

(7) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明を行おうとする者は、議長の辞職後、議会運営委員会が定める期限までに所信表明申出書（様式1）を副議長に提出しなければならない。

(1) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明を行おうとする者は、副議長の辞職後、議会運営委員会が定める期限までに所信表明申出書（様式1）を議長に提出しなければならない。

(2) 申出の撤回

ア 一般選挙後最初の選挙の場合

(7) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、議長選挙に係る所信表明会が開始されるまでに、所信表明申出撤回届（様式2）を臨時議長に提出しなければならない。

(1) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、副議長選挙に係る所信表明会が開始されるまでに所信表明申出撤回届（様式2）を議長に提出しなければならない。

イ 前職の辞職による選挙の場合

(7) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、議会運営委員会が定める当該所信表明申出書の提出期限までに所信表明申出撤回届（様式2）を副議長に提出しなければならない。

(1) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明の申出を撤回しようとする者は、議会運営委員会が定める当該所信表明申出書の提出期限までに所信表明申出撤回届（様式2）を議長に提出しなければならない。

(3) 重複申出

議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明を重複して申し出ることはいかなる場合においてもできない。

3 所信表明会

(1) 開催日等

所信表明会は、議長選挙及び副議長選挙を行う本会議の休憩中にそれぞれ行う。

(2) 開催場所

所信表明会は、議場において行う。

(3) 進行を行う者

ア 一般選挙後最初の選挙の場合

所信表明会の進行は、年長議員（当該所信表明会において所信表明を行う議員を除く。）が行う。

イ 前職の辞職による選挙の場合

(7) 議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、副議長が行う。

(4) 副議長選挙に係る所信表明の場合

所信表明会の進行は、議長が行う。

(4) 所信表明の順序等

所信表明は、所信表明申出書を提出した者の順序により行う。ただし、所信表明の順位が到来したときに、当該所信表明をしようとする者が議場にいないときは、所信表明の申出を撤回したものとみなす。

(5) 所信表明を行う場所

所信表明は、演壇において行うものとする。

(6) 所信表明の時間

所信表明を行う時間は、1人につき10分以内とする。

(7) 資料等の配付

所信表明に当たり、資料等を配布することはできない。

(8) 質疑

所信表明に対する質疑は、行わない。

(9) 賛否の表明

議員は、所信表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。

(10) 公開

所信表明会は、公開で行い、映像配信を行うものとする。ただし、記録は、作成しない。

(11) 傍聴

所信表明会の傍聴に関しては、茅ヶ崎市議会傍聴規則（昭和49年茅ヶ崎市議会規則第2号）の例によることとする。

4 地方自治法との関係

所信表明会は、1の目的により実施するものであり、議長選挙及び副議長選挙の候補者を限定するものではない。したがって、所信表明を行った者以外の議員に対する投票は、当然に有効である。

5 その他

この要領に定めるもののほか、所信表明会の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会その他の所信表明会の実施に関し協議及び決定を行う組織において、協議して定める。